

「足場の組立て等作業主任者技能講習」の受講資格をご確認ください

平成27年(2015年) 7月1日以前から足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事していますか？

◎作業に従事できるのは満18歳以上です。(18歳未満の期間を経験年数に含むことはできません。)

はい

いいえ

足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事してから
平成29年(2017年) 6月30日までの経験年数が3年(2年※)以上ありますか？

はい

いいえ

足場の組立て等特別教育は修了していますか？

足場の組立て等特別教育は修了していますか？

はい

はい

平成29年(2017年) 6月30日までの経験年数と
足場特別教育修了後の経験年数の合計が
3年(2年※)以上ありますか？

足場特別教育を修了してからの
経験年数が3年以上ありますか？

はい

はい

いいえ

いいえ

いいえ

○ 受講できます

○ 受講できます

× 受講できません

○ 受講できます

× 受講できません

【必要な証明】
・申込書の実務経験証明欄の
事業主証明

【必要な証明】
・申込書の実務経験証明欄の
事業主証明
・足場特別教育修了証の写し

【必要な証明】
・申込書の実務経験証明欄の
事業主証明
・足場特別教育修了証の写し

※大学、高等専門学校又は高等学校において土木・建築に関する学科を専攻し卒業された方は、経験年数“2年”での受講が可能です。(申込時に卒業証明書の写しが必要です。)